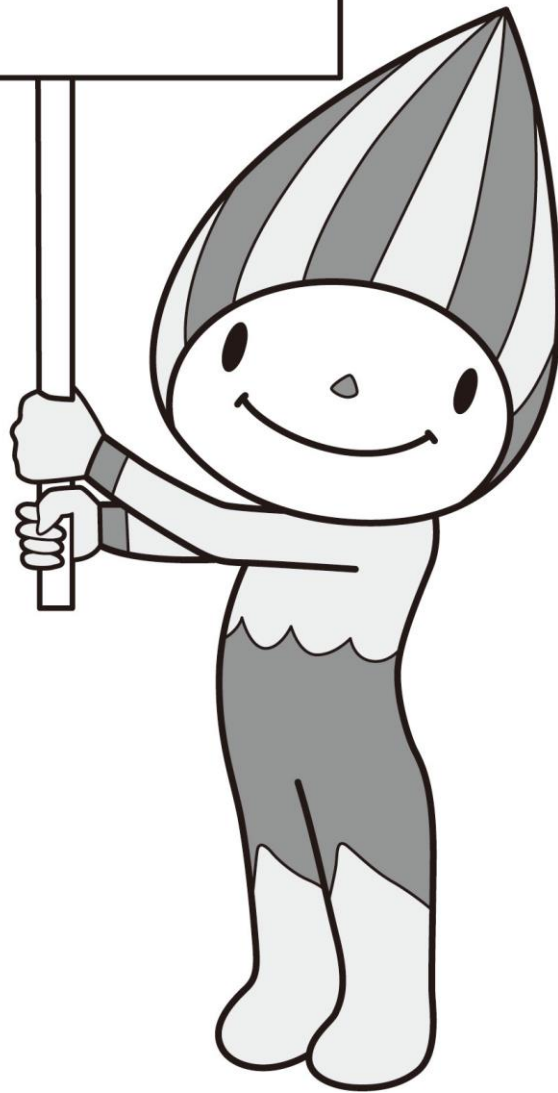


『令和6年度 下呂市ブロック塀等撤去費補助事業』のしおり

危険なブロック塀等を撤去する
ための補助制度を実施します。
詳しくは次のページをご覧ください。



©岐阜県

申込期限 令和7年1月末日

下 呂 市

1. 補助制度の内容

この制度は、地震時によるブロック塀等の倒壊を未然に防止するため、公道に面して設置されたブロック塀等を撤去する工事について費用の一部を支援するものです。

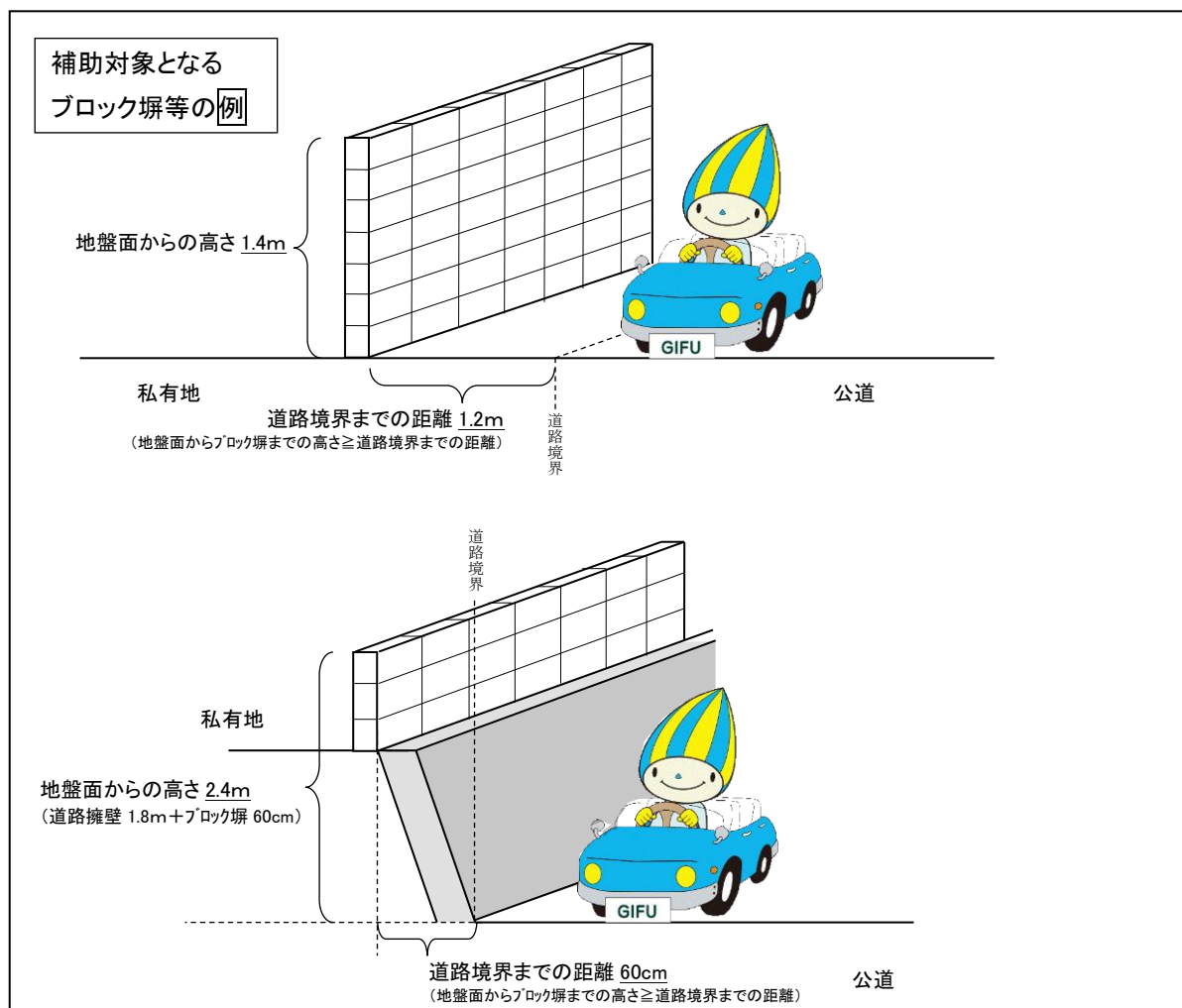
2. 対象となるブロック塀等

- ① 市内に存在するブロック塀等であること。
- ② 公道に面するブロック塀等であること。

『ブロック塀等』とは・・・
コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀及び門柱

3. 対象となる工事

- ① ブロック塀等の所有者が行う、公道に面する高さ 60cm を超えるブロック塀等を撤去する工事。又はブロック塀等の高さを公道地盤面からの高さ 60cm 以下に改修する工事。
- ② 市内に住所を有し事業を営む事業所又は市内で事業を営む個人事業者（市内に住民登録がある個人）が行う工事。



4. 補助金の額 (1 敷地当たり 1 回のみ活用可能)

| 補助対象事業費 | 補助率 | 補助限度額 |
|--|----------|----------|
| ブロック塀等の面積 1 m ² あたり 1 万円 (最高 60 万円) または 実際のブロック塀等撤去工事費用のうち、 いずれか少ない額 | 1 / 2 以内 | 最高 30 万円 |

注 1) 面積については、0.1 m²未満は切り捨てとなります。

注 2) 補助金については、千円未満の端数は切り捨てとなります。

注 3) 補助対象事業費が上記限度額を上回った場合、上回った部分については自己負担となります。

5. 助成を受けられる方 (補助対象者)

次の各要件を満たす方が補助の対象者となります。

- ① 対象となるブロック塀等の所有者
- ② 市税等の滞納がない方
- ③ 過去に同一敷地内において実施したブロック塀等の撤去について、本補助制度による補助金の交付を受けていない方

6. 注意事項

- ・ 工事は下呂市ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書を受理したあとに行ってください。
補助金交付決定前に行われた工事は補助が受けられません。
- ・ 本補助金を活用しブロック塀等を撤去した後、同じ場所に高さ 60 cm を超えるブロック塀等を設置することはできません。

7. 助成の申請手続き

① ブロック塀等撤去工事の相談

下呂市役所建設総務課窓口でブロック塀等撤去工事補助の相談を受付けています。補助対象になるかや、補助申請手続きの説明を行っていますので、お気軽に相談ください。

【留意事項】

- ◆ブロック塀等と公道の位置関係が分かる資料（地図・写真等）をご持参ください。

② 建設総務課からの情報提供

ブロック塀等撤去工事費補助事業の手続き書類をお渡しします。

③ 施工業者への見積依頼

ブロック塀等撤去工事を行う施工業者へ工事費の見積を依頼し、見積書を受理してください。

【留意事項】

- ◆施工業者は市内に住所を有し事業を営む事業所又は市内で事業を営む個人事業者（市内に住民登録がある個人）に限ります。
- ◆次の費用は補助対象外となります。
 - ・ブロック塀撤去後に行う塀設置費用

④ ブロック塀等撤去工事費見積書の受取り

見積を依頼した施工予定業者から、見積書の内容について説明を受けてください。

【留意事項】

- ◆不明な点は十分に説明を受け、内容について承諾されることが必要です。

【留意事項】※施工業者様

- ◆見積書作成について
 - ・見積書の宛名は建物所有者（＝補助申請者）となるよう作成ください。
 - ・可能な限り「一式」とならないよう、工種別の細目表記をお願いします。
 - ・消費税相当額が含まれるか・いないかの表示をお願いします。
- その他ご不明な点は下呂市役所建設部建設総務課へお問い合わせください。

⑤ 補助金交付申請書の提出

建設総務課に『下呂市ブロック塀等撤去補助金交付申請書』（様式第1号）を提出してください。

【留意事項】

- ◆ 「下呂市ブロック塀等撤去工事費補助金交付申請書」には次の書類が必要です。
 - ・ 撤去工事に係る費用の見積書の写し（各工種ごとの明細書）
 - ・ 位置図
 - ・ 平面図
 - ・ 施工前の写真（ブロック塀と公道の位置関係がわかるもの、ブロック塀全景）
 - ・ 承諾書（様式第2号）
 - ・ その他市が必要と認める書類

⑥ 交付決定通知書の送付

交付申請書の内容確認後、適当と認められた場合は『下呂市ブロック塀等撤去工事費補助金交付決定通知書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 交付申請書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 必要に応じて申請者様等へ問合せ・現地調査を行う場合があります。ご協力をお願いします。
- ◆ 内容によっては補助対象外となる場合があります。

⑦ ブロック塀等撤去工事の実施

ブロック塀等撤去工事を行います。

【留意事項】

- ◆ 工事内容を変更・中止する場合には届出をしてください。（下呂市ブロック塀等撤去補助金交付変更申請書が必要です。）

⑧ ブロック塀等撤去工事の完了

工事が完了したら、施工業者よりブロック塀撤去工事に係る資料を受取ってください。

【留意事項】※施工業者様

- ◆完成後の写真を依頼者へ提出ください。
施工箇所が複数ある場合は施工箇所毎にまとめていただくようお願いします。
(予め施工箇所に番号を振る等していただくと便利です)

⑨ ブロック塀等撤去工事費の支払い

工事費について施工業者へ支払を行います。

【留意事項】

- ◆補助額を含む全額を業者にお支払ください。
- ◆領収書を受領してください。(支払者=補助申請者=住宅所有者となります)
- ◆口座振込の場合は振込通知書を保管ください。

⑩ 実績報告書の提出

建設総務課へ『下呂市ブロック塀等撤去補助金実績報告書』(様式第6号)を提出してください。

【留意事項】

- ◆「下呂市ブロック塀等撤去補助金実績報告書」には、次の書類添付が必要です。
 - ・領収書又は振込通知書の写し
 - ・ブロック塀等撤去後の写真(交付申請時と同一アングルとなるようご協力ください)
- ◆印鑑はブロック塀等撤去補助金交付申請に使用したのと同じものを使用してください。

⑪ 補助金確定通知

書類審査後、適当と認められた場合『下呂市ブロック塀等撤去補助金確定通知書』を送付します。

【留意事項】

- ◆下呂市役所建設総務課職員が現地確認を行う場合があります。その際にご協力をお願いします。

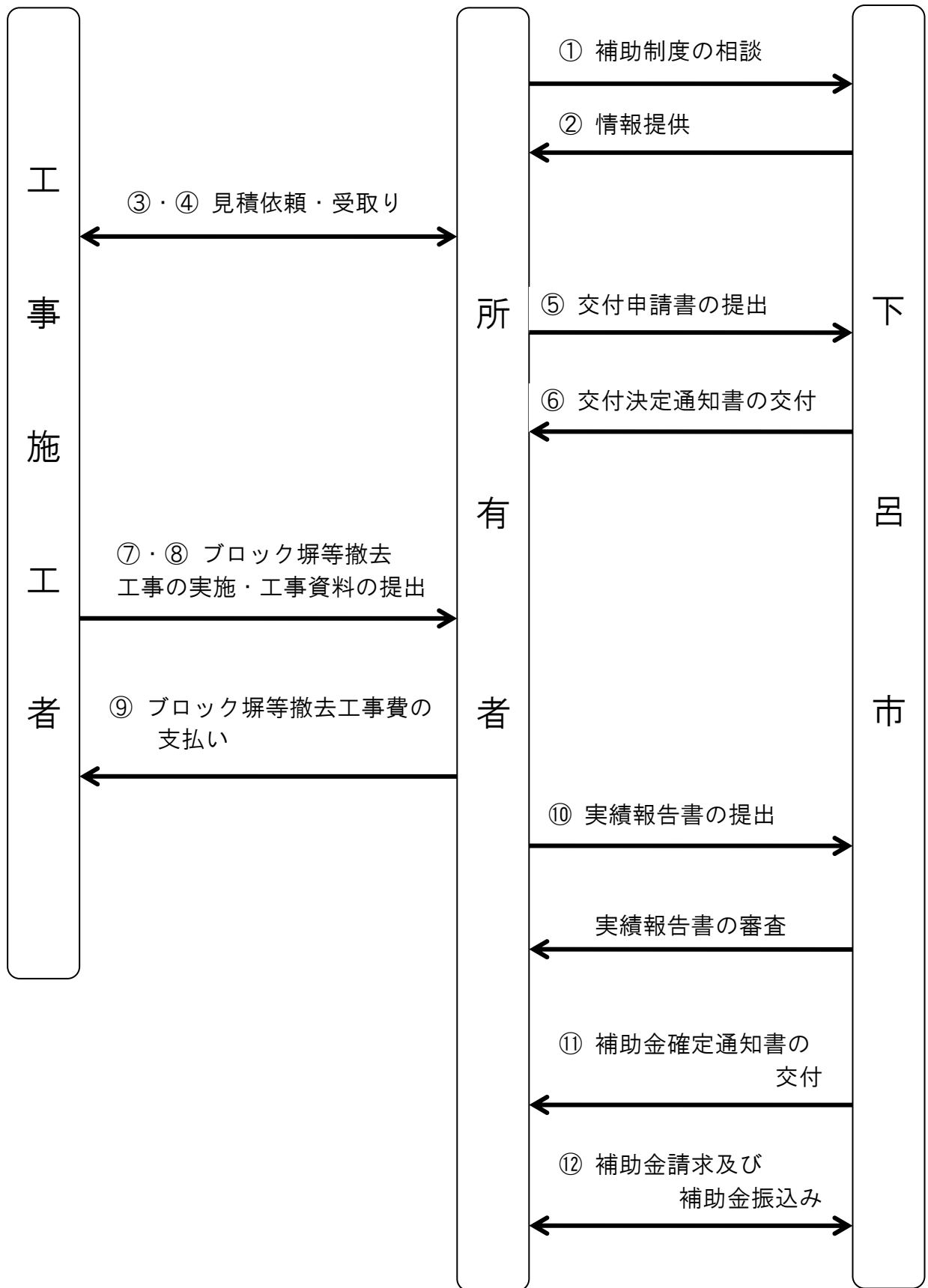
⑫ 請求書の提出、補助金の交付

『下呂市ブロック塀等撤去補助金交付請求書』(様式第8号)を提出ください。
あなたの口座へ補助金が振り込まれます。

【留意事項】

- ◆印鑑は補助申請手続きに使用したのと同じものを使用してください。
- ◆請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承おきください。

ブロック塀等撤去工事費補助事業の流れ



ブロック塀等撤去工事費補助事業に関する窓口
〒509-2506 下呂市萩原町羽根 2605 番地 1 (下呂総合庁舎 2 階)
下呂市役所建設部建設総務課
電 話：0576-53-2010 (内線116)
FAX：0576-52-3676